

特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（第5回）

議事録

1 日時

令和4年9月8日（木）13時30分～14時51分

2 場所

Web開催

3 出席者

(1) 構成員

大橋主査、相田構成員、上沼構成員、落合構成員、沢田構成員、手塚構成員、
森構成員

(2) 関係団体

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田 幸枝

一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田 祐一

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原 早苗

一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤 創一

在日米国商工会議所副会頭 杉原 佳堯

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石 聡明

一般社団法人セーフティーインターネット協会事務局長 中嶋 辰弥

情報通信消費者ネットワーク 長田 三紀

主婦連合会副会長 平野 祐子

公益社団法人経済同友会副代表幹事 間下 直晃

一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会副委員長 向山 友也

一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井 裕之

欧州ビジネス協会電気通信機器委員会 山崎 潤

一般社団法人電気通信事業者協会専務理事 山本 一晴

一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会

データ戦略WG主査 若目田 光生

(3) オブザーバ

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官 中溝 和孝

個人情報保護委員会事務局参事官 香月 健太郎

(4) 総務省

木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、関口事業政策課課長補佐、井上消費者行政第二課長、中村消費者行政第二課企画官

4 議事

(1) 取りまとめ案に対する意見募集の結果について

(2) その他

【関口事業政策課課長補佐】 それでは、定刻となりました。本日は皆様方におかれましては、お忙しいところ御参加いただきありがとうございます。ただいまから、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ第5回会合を開催いたします。

本ワーキンググループの事務局を務めます、総務省事業政策課の関口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局から開催に当たっての連絡事項等について申し上げます。本日の会議は昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、WebExによるウェブ会議での開催としております。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを確認次第、主査から発言者を指名いただきます。

発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

資料についてはウェブ会議場にも投影いたしますが、表示が遅れることもございますので事前にお送りした資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。連絡事項等は以上です。

これ以降の議事進行は大橋主査をお願いしたいと思います。大橋主査、よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 皆様、改めましてお忙しいところ御参集いただきありがとうございます。第5回のワーキンググループを開催させていただきます。

本日、議事は主だったもの一つでございまして、取りまとめ案に対する意見募集の結果についてでございます。事務局から資料の5-1を用意していただいておりますので、まず御説明いただいた後、皆様と討議ができればと思いますのでよろしくお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 総務省事業政策課の柳迫と申します。資料5-1について御説明いたします。

資料5-1は、資料5-2の特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ案に対する意見募集の結果の概要版になります。それでは、資料5-1の1ページを御覧ください。意見募集の概要でございます。意見募集期間は令和4年8月4日から8月25日まででございます。意見提出者は全部で26者になります。

2 ページ、3 ページは取りまとめ案の総論についての御意見でございます、3 ページを御覧ください。意見1-1、こちらはテレサ協さん、消費生活相談員協会さん、NTTさんほかから取りまとめ案全体に賛同する御意見でございます。下の意見1-2は新経連さんからの御意見でございます、個人情報保護法制との関係ですとか、具体的規制内容の明確化を求める御意見でございます。こちらの考え方として、引き続きガイドライン等において規律の内容の明確化を行うことが適当であるとしております。

4 ページ以降が各論についての御意見でございます。

5 ページを御覧ください。特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者に対する御意見でございます。意見2-1はNTTさんほかからの御意見でございます、特定利用者情報の規律の対象者を特定するための基準として、無料の利用者数1,000万人以上、有料の利用者数500万人以上という基準がございますけど、規律につきましてはこの基準を満たす人だけではなくて幅広く適用されるべきとの御意見でございます。

下に考え方を示しておりますとおり、より多くの電気通信事業者に規律の対象を及ぼすことが望ましいですけど、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要があるということで、基準を設けることが適切であると考えておりますというものでございます。

次に楽天モバイルさんほかから、この有料の電気通信役務における利用者数の閾値の根拠について記載がないと、この閾値の設定に恣意性があってはならず、合理性の根拠が明らかにされる必要があるという御意見でございます。こちらにつきましても考え方に示しております、極めて大多数の国民が利用している電気通信役務ではその取り扱う特定利用者情報も極めて多くなること、有料の電気通信役務は情報の取扱いに対して利用者からの期待がより一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が同一のサービスで複数のアカウントを利用する場合が少なくないこと、こういったことも考慮しまして、有料、無料それぞれの利用者の基準を設けたところでございます。

6 ページを御覧ください。意見2-2でございます。ACCJさんからの御意見でございます、この基準の策定や見直し等に当たりましては透明性を確保すべきという御意見でございます。こちらにつきましても考え方にございますとおり、様々なステークホルダーを交え、透明性を確保した形で行う必要があると考えますとしております。

意見の2-3はドコモさんの御意見でございます。こちらは基準となる利用者数の算定の考え方について、明確化してほしいという御意見でございます。無料のサービスのみの利

ユーザーが700万人、これに無料のサービスの機能を拡張した有料サービスの利用者が400万人有している場合に、この利用者を合算して無料のサービスの利用者数1,100万人としてカウントする理解でよいかというものでございまして、考え方としましてはそのとおりということで、取りまとめ案の脚注7に具体例の数字を記載しまして明確化しております。

7ページを御覧ください。Googleさんからの御意見でございます。利用者数のカウントに当たりまして、月間アクティブ利用者は一月当たりに電気通信役務を利用したことがない者は含まないことを本文において明記願いますという御意見でございますので、下の考え方に示しているとおりに、取りまとめ案の脚注10にその旨を追記しております。

意見2-4は、今回の規律の対象外となる電気通信事業を営む者への推奨について賛同するという御意見でございます。

8ページを御覧ください。ここからが検索情報電気通信役務と媒介相当電気通信役務についての御意見でございます。最初に意見2-5につきましてはJAIPAさんから検索情報電気通信役務に関し、今後のサービス動向に応じた基準の見直しが必要という御意見でございます。考え方としては、今後の制度の見直し等を不断に行っていくことが必要と考えており、いただいた御意見については今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきますとしております。

意見2-6がGoogleさんからの御意見でございます。媒介相当電気通信役務に該当するケースの明確化が必要という御意見でございます。考え方としては脚注の16のとおりということで、契約またはアカウント等の登録が不要な電気通信役務については規律の対象となりません。他方で、例えばアカウント等の登録が必須でなくとも、アカウントを登録してログインして利用する者が存在する場合は規律の対象になり得ます。また、登録せずとも閲覧、投稿が可能で、登録することで別途の機能が追加される場合については、登録する利用者がこの媒介相当電気通信役務の要件である利用者数1,000万人の算定対象となりますとしております。

9ページを御覧ください。ここからが、規律対象者の指定に際して報告を求める内容に対する御意見でございます。意見2-7は新経連さんほかの御意見ございまして、報告制度の運用について賛同する御意見でございます。

意見2-8が、同一の報告対象役務の区分ごとに利用者数を報告するものですが、この利用者数の算定方法の明確化を求めるものでございまして、具体的には、取りまとめ案の図2-4に報告対象役務の区分というのを設けていますが、この同一の区分で複数の電気通信

役務を提供している場合の算定方法を明確化してほしいという御意見でございます。

こちらは考え方にございますとおり、原則として取りまとめ案の図2-4に示される報告対象役務の区分により利用者数を報告する必要がありますが、明確化の観点から取りまとめ案の脚注20の記載を修正しております。具体的な修正案の中身につきましては、図2-4に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでの役務につきましては、こちらは原則として共通の電気通信回線設備等を基盤として特定利用者情報が取り扱われると考えておりますので、同一の報告対象役務の区分で複数のサービスを提供している場合にあっても、これをまとめて報告していただく必要があると考えております。

一方で、この図2-4の電子メールサービスからソーシャルネットワーキングサービスまでの役務、こちらにつきましてはインターネット関連サービスとして分類されておりますけど、こういった役務については多種多様で変化の激しいサービス形態であることもございまして、同一の報告対象の区分で複数のサービスを提供している場合であっても実態に応じて合理的な区分により報告することも許容されると考え方を示してございまして、こういった趣旨のことを脚注20に追記しているところでございます。

10ページを御覧ください。ドコモさんほかからの御意見でございます。意見2-9でございます。こちらにつきましては、ドコモさんからの御意見としましては、一律に報告年度経過後一月以内に報告を要することとするのではなく、規律の対象事業者の事業実態を考慮して一定の猶予期間を設けることを検討していただきたいというものでございます。考え方としましては、早期に規律対象者を確定させる必要があることから、報告年度経過後一月以内の報告を求めることとしております。

他方で、取りまとめ案にございますとおり、事業者さんにおける報告の負担を踏まえまして、利用者数が閾値に達している場合にのみ利用者数の区分のみについて報告を求めるなど、そういった措置が適当であると考え方を示してございます。

下のKDDIさんの御意見でございます。近い将来に指定を受ける可能性のある事業者に対しまして、総務省において規律の準備状況のモニタリングを実施すべきという御意見でございます。こちらは、規律の準備状況のモニタリングは情報取扱規程の届出、情報取扱方針の公表、特定利用者情報統括管理者の選任、こういったものを改正電気通信事業法第27条の5に基づく総務大臣による指定の日から3か月以内に行うこととされておりますので、この3か月以内の期間で準備を行うことが可能であると考えております。

11ページを御覧ください。ここからが特定利用者情報に対する御意見でございます。意

見2-10はソフトバンクさんからの御意見でございます。御意見としては規律対象となる特定利用者情報について用語の定義、関連する法令との関連性、相違する点等について具体的な説明を要望しますとあり、考え方としましては今後、ガイドライン等を策定する等、分かりやすい情報発信に努めることが適当と考えますとしております。

下の新経連さんからの御意見としましては、特定利用者情報はデータベース化されているものに範囲を限定することとされているが、データベース等を構成する情報には該当しない情報についての考え方を明確にさせていただきたいというものでございます。こちらにつきましては考え方で、データベース等を構成する情報に該当しない情報としてアンケートの戻りはがきや氏名、住所などにより分類整理されていない状態である場合等が挙げられますとしております。

12ページを御覧ください。ここからが情報取扱規程に対する御意見でございます。意見2-11はACCJさん、ドコモさん、新経連さんからの御意見でございます。情報取扱規程の様式を任意とすることに賛同するとともに、複数の内部規程を定めている場合に特定利用者情報に特化した規程を策定する必要があるのかということと、変更届出の対象となる場合の明確化が必要との御意見でございます。こちらの考え方につきましては、複数の内部規程を定めている場合は必ずしも特定利用者情報に特化した情報取扱規程を個別に策定する必要はなく、必要な記載事項の該当ページを表紙等に記載すれば記載の順番や項目名も問わないとすることが適当ということと、取りまとめ案の脚注24にそういった趣旨が分かるように記載を追記しております。

また変更届出に関しましては3つ目のポツですけど、社内規程において情報取扱規程の記載事項以外の変更が行われた場合には、改正電気通信事業法第27条の6第2項に基づく変更届出は不要ですとしております。

13ページを御覧ください。ここからが情報取扱方針に対する御意見でございます。意見2-12は、情報取扱方針の記載事項等の方向性について賛同すると消費生活相談員協会さんほかからの御意見でございます。意見2-13につきましては、ドコモさんからの御意見でございます。委託先の外国拠点において特定利用者情報が取り扱われる場合には記載対象となるか、記載事項の明確化が必要という御意見でございます。考え方では、委託先の外国拠点において特定利用者情報が取り扱われる場合には、当該外国の名称を情報取扱方針において記載することが適当と考えますとしております。また、パブコメの御要望を踏まえまして、脚注31に明確となるよう記載を追記しているところでございます。具体的には

この委託先の所在国の名称として、本店の所在国に限らず特定利用者情報が取り扱われる国の名称を記載することが適当と考えられると追記してございます。

意見2-14がACCJさんほかの御意見でございます。こちらにつきましては、サーバーの所在国等について記載事項とするべきでないという御意見でございます。考え方につきましては、本件については衆議院及び参議院における電気通信事業法の一部を改正する法律案の附帯決議において、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めることとされておりますので、この所在国の名称を記載することが適当と考えますとしております。

14ページを御覧ください。意見2-15は、ドコモさんからの御意見でございます。記載事項である特定利用者情報の漏えいに係る事案が総務省への漏えい報告の対象となる事案を指すのか等、明確化が必要という御意見でございます。考え方としましては、情報取扱方針の特定利用者情報の漏えいに係る事案の内容及び時期については、改正電気通信事業法の第28条第1項第2号のイとロに掲げる漏えいを対象とすることが適当と考えますので、取りまとめ案にもその旨、明確になるよう記載を追記しているところでございます。

意見2-16が新経連さんほかの御意見でございます。特定利用者情報の漏えいに係る事案を記載事項とすべきでない、具体的には過去の漏えいの履歴の記載を求めることがこの情報取扱方針の方針とは言えないので、明らかに省令への委任の範囲を超えたものであり、不適當であるといった趣旨の御意見でございます。

考え方としましては、情報取扱方針は特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するために策定するものであり、特定利用者情報の漏えいに係る事案の内容及び時期は、利用者にとって自ら電気通信役務を選択するに当たって有益な情報であり、消費者団体からはこの記載事項についても賛同の御意見をいただいているところではございますけど、御指摘を踏まえて取りまとめ案を修正しております。元の記載は漏えいに係る内容及び時期というのを方針の記載事項としましたが、これに対して今回の修正案では漏えいに係る内容及び時期の公表という形にしまして、この公表の方針を取扱方針に記載していただく形にしております。

ただし、この御留意いただきたい点としては、この公表と書いた趣旨というのはあくまで改正電気通信事業法による特定利用者情報の適切な取扱いを確保する観点からでございますので、それに従った公表の方針を記載していただくことが必要になると考えています。

15ページを御覧ください。ここからが特定利用者情報の取扱状況の評価に対する御意見

でございます。意見2-17はドコモさんほかからの御意見でございます、取扱状況の評価の自主性に配慮すべきという御意見でございます。考え方としましては、取扱状況の評価に関しましては電気通信事業者の自主的な取組を尊重する観点から、評価結果の総務省への恒常的な提出は求められておりませんとしております。

また、意見2-18はACCJさんからの御意見でございます、国ごとに異なる評価の仕組みを求めることになると、グローバル事業を行う事業者に大きな負担を課すこととなり、イノベーション及び国際競争力を妨げることとなるため、各制度の調和を求める御意見がございました。

また、新経連さんからは、具体的に環境変化によるどのような影響が生じた場合に、情報取扱規程や情報取扱方針をどのように変更することが考えられるのか等、事業者が評価を実施する際の参考となるようなマニュアルを事業者の意見を聞きつつ策定いただきたいといった御意見でございます。考え方としましては、今後規律の詳細の検討に当たっては国際動向を注視してまいることと、取扱状況の評価につきましては、電気通信事業者の自主的な取組を尊重するものですが、必要な事項について、今後様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することが適当と考えますとしております。

16ページを御覧ください。ここからが、特定利用者情報統括管理者に対する御意見でございます。意見2-19はJAIPAさんの御意見でございます、要件である事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位の具体的内容や、他業種における経験等に関して明確化が必要という御意見でございます。考え方につきましては、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位として、経営レベルで全体的かつ横断的に監督する責任と権限を有する者を指しますとしております。また、電気通信事業のみならず、他業種も含めた利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理等に関する業務に3年以上従事した経験を有することを要件とすることが適当と考えますとしております。

また、下に行きまして新経連さんからの御意見がございます。情報取扱いの責任者については、既に各事業者はCISO、CIO、CPOなど、様々な役職を設けて選任を行っており、これらに代えて特定利用者情報統括管理者という役職名を明示的に求めるのではなく、同等の役割を担う役職が存在するのであれば、その役職の人物を電気通信事業法上の特定利用者情報統括管理者の役割を担う者と認める運用をしていただきたいというものでございます。考え方につきましては、CIO等を設置している場合には、必要となる職務を追加し

て対応しても問題なく、CIO等を特定利用者情報統括管理者として選任していただくことが適当と考えますとしております。

17ページを御覧ください。特定利用者情報の漏えい報告に対する御意見でございます。まず、意見2-20のところでは新経連さん、ドコモさんからの御意見でございます。報告様式について、事業者の負担への配慮や報告対象となる利用者数の算定の考え方について明確化が必要というものでございます。考え方としましては、特定利用者情報の漏えい報告については、報告に当たっての事業者の負担を考慮しながら運用されることが適当であり、今後、総務省において策定する省令、ガイドライン等において、具体的な運用について明確化されることが適当であると考えますとしております。

下にいきまして新経連さんからの御意見です。1人が複数のアカウントを取得している等によって人数が確定できない場合の取扱いの明確化を求める御意見でございます。こちらは考え方にございますとおり、1人が同一のサービスで仮に3つのアカウントを有する場合には、3名の利用者としてカウントすることが必要としております。

18ページを御覧ください。意見2-21がドコモさんほかからの御意見でございます。ガバメントアクセスに関する部分でございまして、こちらは特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度に限るとしておりますので、これに該当する場合の明確化等が必要という御意見でございます。考え方では、総務省において個人情報保護委員会による公表資料を参考としつつ、外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行っていくことが望まれますとしております。

また、下にいきまして新経連さんの御意見でございます。ガバメントアクセスについては利用者が同意している場合も考えられることから、利用者の同意なく他人に情報を提供する漏えいとは異なるものとして整理していただきたいという御意見でございます。考え方としましては、このガバメントアクセスにつきましては利用者の有効な同意なく特定利用者情報が取得された場合には、通常、特定利用者情報の漏えいに該当しますということですので、脚注47に利用者の有効な同意なくという記載を追記して明確化しております。

簡単ではございますけど、意見募集の結果の概要は以上でございます。よろしくお願ひします。

【大橋主査】 ありがとうございます。様々意見提出していただき、ありがとうございます。また、事務局におかれても丁寧に御回答を作成いただきありがとうございます。

ただいまの御説明に関して御意見いただければと思います。あるいは御質問ですね。ま

ず、構成員の皆様から御質問、御意見いただければと思いますので、御希望の際はチャット欄にて発言の意思を示していただければ、私で指名をさせていただきます。後ほど関係団体の皆様、オブザーバーの皆様にも発言の機会をお願いしたいと思いますので、まず構成員の方々からお願いをします。いかがでしょうか。

それでは、沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 御説明と取りまとめ、ありがとうございました。3点コメントをさせていただきます。

1点目は情報取扱規程についてです。規程を策定することは当然だと思いますし、記載事項としてこれこれが必要というところも何も異論はないのですが、ただ規程を総務省に届出するという点に関して以前から少しもやもやしていました。パブコメを拝見して、もやもやの理由が分かったような気がします。

資料5-2の20ページから21ページにかけて、ACCJさんとGoogleさんからの御意見がございます。海外事業者さんが不安を感じる部分なのかと思います。機密性の高い社内規程を総務省に提出しろというのはある意味、ガバメントアクセスと言えないこともないというか、それは言い過ぎだとしても、海外事業者から見れば日本政府の情報管理体制をどれだけ信頼できるかという話になると思います。それは逆の立場で想像すれば理解できると思いました。この届出をさせることの目的によるかと思うのですが、どの程度、規程内容の粒度を求めるかについては少し配慮が必要かなというのが1点目です。

2点目は、情報取扱方針についてです。委託先やサーバーの所在国について記載することについてももちろん異論はないのですが、資料5-2の25ページ辺りに新経連さんの質問への回答として、海外サーバーからアクセスできる状態は外国にあるサーバーに保存することには当たらない旨の回答がされています。これ自体に何か問題があるということではなく、このような細かい解釈を含めて英文で情報を開示していく必要があるのではないかというコメントです。

と申しますのは、御存じの方も多いかと思いますが今、経産省でDFFTに関する研究会をやっていて、山本龍彦先生が座長をされています。そこでは国境を超えるデータ流通の阻害要因となり得る各国の法制度を洗い出して、レジストリ化する作業をOECDと一緒にやろうとしています。日本の法律では個人情報保護法に加えて、今回の電気通信事業法の改正もそのレジストリに載ることになると思います。解釈が不明確で、規制当局に聞かないとよく分からないということ自体が、データ流通の阻害要因とみなされる可能性があること

を考慮に入れておく必要があるというのが2点目です。

3点目が漏えいの報告に関してです。これも用語の解釈の問題でもありますが、漏えいという言葉の意味が法律によって異なるのは非常に分かりにくいと思います。通信の秘密を保護する目的と個人情報を保護する目的は違うと理解しておりましたので、通信の秘密に関して、もともと個人情報保護法とは別の意味で漏えいを定義していたことは理解できますが、新たに導入された特定利用者情報の漏えいがなぜ通信の秘密と同様に考えられるのかに関しては、報告書案の脚注47にも理由が書かれていないように思いました。これはAICさんほかの御意見にあるとおり再考が必要ではないかと思いました。

1,000人を超える特定利用者情報の漏えいを報告の対象とすることに関しては、個人情報保護法とも平仄が合っているのでは問題ないと思うのですが、海外政府による情報収集制度に基づいて云々に関しては、海外政府による情報収集制度に関する実態把握が必要という趣旨であれば、漏えいとは別の位置づけで報告を求めることにしたほうがよいのではないかというのが意見でございます。

以上3点です。ありがとうございました。

【大橋主査】 後ほど事務局から御回答もお願いしたいと思いますが、まず幾つか御質問、御意見をまとめてからにさせていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。私は今回寄せられた御意見に対するお示しいただいた考え方について異論があるわけではないですけれども、一つは先般から申し上げておりますように、対象事業者を広くしていいじゃないかということについては今回御意見としてもそういうのがあったこと、それからそこまではいかないけど推奨しますという御意見もありましたということは、検討会としては留意しておく必要があると思います。

特に概要版の12ページで御説明いただいたように、情報取扱規程の様式を任意とすることとか、あるいは独立の規定の作成を要しない、既存のもので内容的にカバーできていればそれで足りることとするといった事業者さんの負担についての配慮がかなり図られていて、それについての評価も得られていますので、今後その対象事業者を拡大していくことは十分に考えられるのではないかと思います。

もう一つは先ほどの沢田さんのお話で思ったんですけれども、DFFT阻害要因ということですが、例えば日本の政府が日本の日本人のデータをたくさん持っている海外のプラット

フォーム事業者に対して、日本国民のデータ保護についての懸念があるから規程類を提出してくれというときに、「規程類をおまえら、漏えいするんじゃないか」って、言われたらそうかもしれないですけども、でも自国民のデータを保護するのは日本の政府のミッションですので、それがDFFTの阻害要因になるようなことであれば、そのDFFTこそが日本国民から見たときにTrustのないFree Flowだと思うんですよね。

そちらの検討会でちゃんと検討していただいていると基本的には理解していますけれども、海外の事業者が日本に来る、日本国民のデータをたくさん管理しているときに、それに対して政府の保護がいろいろ入ったときに、それは阻害要因だと言われるようなDFFTであれば、それは単なるDFFであってTなきDFFではないかと思います。

そういう趣旨でおっしゃったのではないかもしれませんが、逆に例えば日本の事業者が外国に出ていて外国人のデータをたくさん持っているときに、当該国の政府から規程を出せと、どうやって管理しているんだと言われたときに、それは出したくないって日本の事業者が言うとする、それは私は日本人ですけどもそういう事業者はどうなのだと、ちゃんと、もうちょっと海外で日本人らしく礼儀正しく振る舞ってくださいと思いますし、そういう国家間のTrustあってこそそのDFFTじゃないかと思いました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかの構成員の方いかがでしょうか。また関係団体、またオブザーバーの方ももし御発言の御希望がありましたら、チャット欄でお知らせいただければと思います。

杉原オブザーバーをお願いします。

【在日米国商工会議所副会頭杉原氏】 今回の取りまとめ、御苦労さまでございました。ACCJから幾つかコメントをさせていただきます。

まず一番、情報取扱方針への事項を公表のところですけども、この公表に関する事項と記載されている取りまとめ案とも併せて読むとプライバシーポリシー自体に漏えいについて直接記載するようにも読める。しかし、もしそれでそうなのであれば実際実態と合わず、利用者がプライバシーポリシーで利用目的や第三者提供について確認しようとする期待とも合致しないように思われるので、混乱を避けるため区別をしてほしいと。

2つ目です。特定利用者情報総括管理者に関する規律ということですが、当該案は現行法の電気通信設備統括管理者と並行して案を策定したものと理解するが、海外企業にも届出を求め、また様々な経歴を許容している本取りまとめの趣旨からすれば、電気通信設備統括管理者とは全く同じ条件を課すのは適切ではないと考えます。

すなわち、特定利用者情報統括管理者の選任及び管理人はグローバルに通用し、本取りまとめの記載に合致したものとすべきであり、例えば採用の際に年齢を聞いてはいけないような国もあるので、生年月日等を記載されるのが適切ではないことが挙げられます。

特定利用者情報統括管理者は他業種も含めた利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理等に関する業務の経験でよく、また既に設置済みのCSIO、CIO、CPO等への職務の追加でもよく、国家資格の取得を求めるようなものでもないので、選任された電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること、及び前条第1項に規定する要件を備えることを証する書類を添付はかなり多様なものとなり得、届出者である企業がそのような地位及び要件を備えていることを確認したというチェックボックスにして届けるということでは足りないのではないかという考えですし、そのようにしてほしいと。いずれにせよ、柔軟な内容であるべきであるということです。また、職務の昇進、転職等による場合、辞任の届出を出す必要をなくしていただき、新任者の届出選出で済めばありがたいということです。

もう一つ、海外政府による事業者に対する情報収集ですけれども、海外捜査当局への捜査協力が漏えい、先ほど沢田さんから御指摘をいただいたところです、とならないためには、ユーザーから有効な同意を取得していることが必要だという趣旨の回答がなされています。ここに言う有効な同意とはどういうことなのか、包括同意に入れることはできないのか、この点について例示やさらなる説明をお願いしたい。あるいは、沢田様がさっきおっしゃっていたような漏えいと違う概念というのであれば、それはそれで結構でございます。

またですが、パブリックコメントにも寄せられているとおり、外国捜査当局と今回電気通信事業法の義務との間で事業者が2つの法令、罰則との間に板挟みになることとなることも考えられると。事案によっては一刻の猶予も許さない事案への捜査協力ということも考えられるので、そういう場合は総務省に窓口を作ることも案として考えるべきではないだろうか。

さらにもう一つです。ガバメントアクセスについては、企業は電気通信事業法が求める特定利用者情報に関わる利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に基づき、特定利用者情報が取得された場合を超えて透明性レポートなどで公表して、透明性を高めている努力をしてきたケースが多いです。よって、事案に応じた適切な掲載箇所へのリンク等でもよいなどの取りまとめを明記していただければありがたい。また、ガバメン

トアクセスについて一般に透明性レポートで記載されているもののイメージでおりますが、それ以上のものを求めるようなことがないようにお願いをしたいと思います。

あと他組織のパブリックコメントへの回答であります。委託先（再委託先を含む。）所在国の名称というのは、本社所在地でよいかというコメントに対して全ての国ということですが、これは普通に考えて、特定利用者情報が取り扱われる全ての国を全ての委託先、再委託先につき記載するというのは、事業者に過度な負担を与えるだけではなく利用者に混乱をさせることにもなるので、そもそも改正の趣旨を考えれば、本社以外の国に関してはレジームの違う国に委託、再委託だけを本社所在地以外の国として報告する形が現実的ではないかと提案いたします。

早口になりましたけれども以上でございます。

【大橋主査】 最初の1点目は、何と何を区別するっておっしゃったのでしょうか。

【在日米国商工会議所副会頭杉原氏】 パブリックポリシー自体に漏えいについて直接記載をするにも読めるので、パブリックポリシーでは利用目的は第三者提供ということと、この取扱い方針の事項の公表についてを分けてほしいということです。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど事務局から回答していただこうと思います。それでは間下オブザーバーですか、お願いします。

【公益社団法人経済同友会副代表幹事間下氏】 ありがとうございます。経済同友会の間下でございます。経済同友会ではスタートアップと規制改革の担当をしておりますけれども、スタートアップ振興の観点から、適用範囲を広げることにしましては慎重に考えていただきたい。たとえ事業者にかかる負担が軽くなり、手順が簡単になることがあったとしても、本当に必要な規制であるかどうかを透明性高くしっかり議論していただきたいと思います。検討会の取りまとめにおける議論では、透明性の低さが問題視された経緯がありますので、そこはしっかりとお願いしたいと思っております。

もう一つが、ガバメントアクセスについて、利用者の有効な同意なく特定利用者情報が取得された場合に、特定利用者情報の「漏えい」に該当すること自体に違和感があるが、漏えいとガバメントアクセスは明確に分けて考えるべきじゃないかなと思っております。今回の段階というよりは次回以降かもしれませんけれども、引き続き今後検討していただきたいなところでもございます。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。安井オブザーバーお願いします。

【一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長安井氏】 シェアリングエコ

ノミー協会の安井です。お取りまとめ、どうもありがとうございます。お二方と少し重複はしますが、意見ないしコメントをさせていただきます。

1つ目は、意見の2-4の規律の対象外となる電気通信事業を営む者への推奨というところで、今後ガイドライン等の検討の中で詳細は御議論いただくことかと思っておりますけれども、資料5-2の10ページから11ページにかけて御意見が並んでいる中で、ユーザーベース様の意見と私どもの立場が近いですが、もちろん特定利用者情報の適正な取扱いが重要であることは全く異論ございません。

一方で、当協会の会員企業も多くが中小企業、スタートアップ企業ということになっておりまして、彼らにとって今回議論されているような内容はリソースの制約等もあり、必ずしも対応が容易なものばかりではない中で、今後適正な取扱いを推奨していくことの推奨の程度でしたり具体的な内容については、情報の保護ということと同時に中小、スタートアップ企業にとって過度な負担となって成長阻害要因にならないようにといった観点もしっかりと考慮に入れて御議論いただければと思っておりますし、私どももそうした事業者の観点も含めて御意見をさせていただければと思っております。

2点目はガバメントアクセスのところ、シェアリングエコノミー協会との関係ではそこまで大きな問題にならないかもしれませんが、気になりましたので1件、2-21に関してコメントさせていただきます。杉原様が御指摘されていたところと重複をいたしますけれども、この有効な同意が必要であることの具体的な内容について、包括同意で足りるのか、個別同意が必要という考えなのかを明らかにしていただく必要があるのかなと思っておりました。仮に個別同意が必要である考え方を取る場合には、NTTドコモ様ですとかAIC様が御意見で書かれておりましたとおり、外国政府との関係で秘密保持義務を負っている、その義務との抵触の問題がある中で個別同意の取得というのは果たして現実的なのかという観点も含めて、個別同意を要求する理由についての御説明が必要ではないかと思っておりました。

この外国政府との秘密保持義務への抵触の問題については漏えい報告についても同様かと思っております。NTTドコモ様の御意見への回答として、外国政府との秘密保持義務には必ずしも抵触はしないというような総務省様からの御回答があったかと思っておりますけれども、この情報開示の禁止の範囲については各国の法令を精査してみないと抵触しないかどうかは必ずしも分からないのではないかなと思っておりますので、やや乱暴な印象を受けました。少しこの辺りは丁寧に御検討いただく必要があるのではないかなと思っておりましたので、コメ

ントさせていただきます。当協会からは以上となります。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて若目田オブザーバーをお願いします。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略 WG 主査若目田氏】 ありがとうございます。経団連の若目田でございます。

私からは意見というか、今後の運営上の期待とお願いになります。これは幾つか御指摘がありましたいわゆるガバメントアクセスの対象に関する部分ですが、参考にすべき制度調査の記載が脚注にあったと思います。個人情報保護委員会では外国における個人情報に関する制度について調査を行っており、個人データに関わる管理利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度は何か、リストアップしていると認識しております。企業としてはそれを参照することが、対象か否かの判断のよりどころになると思います。例えばガバメントアクセスなど、個人データに関わる本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度は、企業としても非常に関心が高く、悩みでもあります。そこで、個情委の一調査に留まらず、継続性や制度の安定性を担保いただきたいと考えております。

個情委との調整はもとより、調査でカバーする国の拡充や、日々変化が激しい制度のキャッチアップなど、ぜひ国としても十分に連携を取って行っていただきたいと思います。総務省はこれを参考にして制度に係る調査を行うことが望ましいと脚注にありますが、企業の声としてはその範囲や変化に対するレスポンスなど、今後とも非常に期待しているところですので、ぜひ予算確保を含めてしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。佐藤オブザーバー、お願いします。

【一般社団法人新経済連盟事務局政策部長佐藤氏】 新経連の佐藤でございます。ありがとうございます。

まず取りまとめ案ですが、全体的にはバランスが取れた内容になっていると思っておりまして、本当に取りまとめに御尽力いただきありがとうございます。その上で、例えば規制の対象範囲のお話ですとか、あるいはガバメントアクセスの関係などで、他のオブザーバーの方からもいろいろご指摘があったかと思いますが、私どもも基本的に同じような考え方でおりますので、この辺を引き続きお願いできればと思います。

この制度は来年から施行されていくことになると思いますけれども、規制対象となる事業者はそれに向けて今後実務的な準備をしていくことになるかと思っております。私どもも、先ほどご紹介いただいたようにパブコメでいろいろ意見を出させていただいております。これらは、規制内容を実務に落とし込んだ際にワークするような形にしていく観点からいろ

いろ御意見を述べさせていただいているところです。その意味で、今後、総務省さんでも今回の取りまとめの内容も落とし込みつつ、省令ですとかガイドラインを作っていくときに、さらに細かい運用に係る部分も詰めていくと思いますが、その際にぜひ事業者がきちんと対応できてワークするようなものにしていただくようお願いしたいと思います。

具体的な中身につきましては、パブコメで出させていただいているとおりですので繰り返しませんけれども、最終的には実際にワークする制度ができ、制度全体として今回の電気通信事業法の改正の趣旨、個人的・社会的・国家的法益の実現がされていけばいいのではないかと私どもも思っているところでございます。私からは以上でございます。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。森構成員をお願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。2回目ですが、ガバメントアクセスについて幾つか御意見を伺って考えてことを申し上げます。まず、これは事業者さんとして懸念をされているということ、若目田さんからお話がありましたけど全く真つ当な御懸念といえますか、そういう御懸念を持っていただかないと利用者としては困るわけでございます。それについて総務省として調査をしっかりとやってもらいたいというお話でしたけれども、これは全く賛同するところです。おっしゃるとおりだと思います。

利用者の同意について杉原さんからお話がありましたけれども、包括同意でも足りるのかということですが、これは私の考えですけれども包括同意で足りるかどうか、つまり利用規約に書いておいて、その利用規約全体について同意しましたと、それで中は読んでいなかったけれども、それでもオーケーか、オーケーな情報とそうでない情報とあるわけですし、原則的には利用者が通常であれば同意するようなこと、例えば料金の払い方とか、そういうことについてはこれは包括同意でいいわけですがけれども、普通同意しないようなことであればそれは包括同意の効力がないことになるかと思しますので、ガバメントアクセスの場合、利用規約に入れておくだけでその同意を取ることはなかなか難しいのではないかと考えております。

それから漏えいと呼ぶべきかというお話がありました。これも全くごもつともだなと思っていて、単純な漏えいとは違いますよね。単純な漏えいとは違うと思います。ただ、例の捜査関係事項照会で捜査関係事項照会対応のときにCCC等が炎上した件がありましたけれども、あれもああいう社会からの反応があったということなので、もし右から左に渡してしまって、しかもどうなっているのか、渡してしまったことも分からないということ

であれば、これは漏えいと呼ばれても仕方ないだろうと思います。広い意味での漏えいに当たってしまうと思うんですね。

ですので仮に渡すにしてもどのような制度に基づいて渡すのか、裁判所の令状があるのか、それから渡したことについての透明性が確保されるかどうか、これは事業者さん側でのことですけれども、そういうことによってそれは恐らく漏えいとは違う評価を受けるようになるんだと思うんですね。ですので今のところ何か漫然とポイと渡してしまったら、それは漏えいよと言われてもそれはそれで仕方なく、そうじゃない様々な対応をされますと、透明性等の対応をされますとそれは漏えいとは認識されないということだろうと思いますので、もしかしたらそれはルール化するべきことなのかもしれませんけれども、そういうグラデーションのある中で広い意味での漏えい、ガバメントアクセスに漫然と対応すると広い意味での漏えいだということなのかなとは思いますが。

4番目にガバメントアクセスがあったことについて、先方の政府から守秘義務を課されることはどうかというお話もありました。板挟みになるということですね。板挟みになるのは事業者さんとしては御不便なわけですが、日本の利用者の保護のためのルールが外国の設定した守秘義務によって後退するのは、これは理由のつかないことだろうと思います。利用者はそういう守秘義務を課しつつ、ガバメントアクセスするようなガバメントこそ恐ろしいと考えているわけですね。不透明なままで自分たちの情報をどうしようと思っているのかしらと思うわけですので、ガバメントアクセスについて守秘義務を課されたからそれは仕方ないということではなくて、むしろそのような政府、守秘義務を課した上でガバメントアクセスしてくるようなところでの情報管理というのは、利用者のリスクであると同時に事業者さんの事業リスクであると考えて、データを管理する場所を選んでいただくわけにはいかないものかなと思うわけですので。

それから最後に沢田さんがDFFTの阻害要因について、不明確性について言っているのがあるということをチャットで御説明をいただきました。これはごもつともなこととして、不明確というのはいずれにしても良くないことです。しかしながら、そんなことを言うなら、GDPRであれ、カリフォルニア州の消費者プライバシー法であれ、不明確な部分というのはあるわけですので、国民のデータ保護のためのルールが後退するべきDFFTというのは一体何なのかということを改めてお尋ねしたいと思います。

もし不明確性が若干あるにしても利用者保護のために作ったルールが後退しなければいけないようなDFFTだったら、それは先ほど申し上げましたようにTrustのないFree Flow、

TなきDFFではないかと思しますので、その点は重ねて申し上げたいと思います。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。本日2時半に終わる予定ともしかすると事務局からお伝えがいつているのかもしれませんが。私の不手際で申し訳ないですが、若干お時間を延ばさせていただいて、議論を続けさせていただければと思います。

続きまして向山オブザーバー代理、御発言の機会を飛ばしてしまったようで失礼しました。

【一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会副委員長向山氏】 いえ、結構です。テレコムサービス協会の向山です。今日は代理で出ております。

意見としましては5ページ目の事業者の要するに基準のところですけども、これは楽天モバイルさんから質問が出ていますが、当協会でも同じような意見を出したんですけども、1,000万という基準については国会の例示として出ている数字ですけど、500万という数字がどこにも根拠がない、要するに1,000万の半分が500万なんだと、ですけども有料だと500万である根拠がないというのは楽天モバイルさんと同様というか、同じ意見としてあります。ですからここにありますように、何て言うんですか、要するに根拠を明記すべきだというのが意見です。500万じゃなくて600万、もしくは400万じゃなぜいけないかと、要するに500万になった理由をちゃんと書く必要があると思っております。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。お手が挙がっている方は以上ですが、沢田構成員に対して森構成員から問いかけがありましたでしょうか。

【森構成員】 別に私、尋ねているわけではなかったのです。

【大橋主査】 そうですか。すいません。

【森構成員】 奥原さんが手を挙げておられるように。

【大橋主査】 そうですか。それでは奥原オブザーバーお願いします。大変失礼しました。

【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事奥原氏】 NACSの奥原でございます。取りまとめをいただきましてありがとうございました。

私からは2点大きくはありまして、まず一つは情報の取扱規定の記載に関わるところでございます。この点にいろいろ記載していただくものはそれぞれに必要なかと思うんですけども、特に消費者という立場に立ったときには従業者の監督に係る体制と方法に関する事項ということで、当然に例えば深度なども取りまとめたいただいた資料5-3のところにも書いてありますので皆さん記載をいただくものだと思うんですが、形骸化しないよう

に少なくとも年1回はすることだけではなくて、取り扱っているサービスで特定利用者情報の対象が変動したときは当然にですけれども、あとは人の入れ替わり等々もあると思いますので、この規程で定めることというのは内部の方もしっかりと把握をして理解をされることが非常に重要なこととおもっておりますので、ガイドラインやあと規程の記載マニュアルの策定なども望ましいと5-3の資料などでは答えてありますけれども、そういうところにぜひ実態に即したといいますか、形で充実させていただきたいというのが1点。

それからあともう一つ、情報取扱方針の記載事項ですけれども、これはホームページで公表されていくと思うんですけれども、ここでも個人情報保護法に基づいて個人情報の取扱いに関することというのは既に事業者様が公表されています。その対象となるものが特定利用者情報これこれですということだけではなくて、その定義されるものというのがどのように違うのかを区別していただいて、先ほどの規程のところでも言えるんですけれども事業者様の労力ということもありますので、既にあるものに追加して足りるものもあれば、逆に分けて書いていただかないと非常に理解が難しいことがあると思いますので、その辺りもぜひガイドラインに分けて記載を、特に安全管理の部分ですね。安全管理措置に関しては書いていただくといいのかなと思います。

あとは若目田様、それから森先生からもありましたけれども、影響するような法制度というのは個人情報保護委員会様が調査を進めていらしてホームページに書いています。個人情報上でも所在国ですとか、法制度に関してはそのサイトのリンクをそのまま利用されている事業者様もありますし、それもありと言われてますね、今。ただし、対象となるものが特定利用者情報の場合に法制度がカバーできているのか、できていないのか、その差分も分からないということがあります。一般利用者の方にとってはさらに複雑で分かりづらいものとなりますので、そこはぜひその法制度を書いてあるからいいのかということではなくて、今回の特定利用者情報に影響するものが何かを明確に示していただきたいということ。

それから、あと利用者からの相談に応ずる営業所の連絡先とあるんですけれども、ここでも連絡先を書いておくだけではなくて、安全管理措置の足りないところ、何を起きているのかということまでも明確に書いていただくか、あとはそういう何でしょう、手続の様式に具体的に書いてある何をお尋ねすることができるのか、そういうことも理解できると思いますので、そうしたこともぜひ網羅していただければなと思います。私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。次に石田オブザーバーをお願いします。

【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事石田氏】 1点だけお願いいたします。全相協の石田です。

今回の意見に対する回答で12ページになりますけれども、内部規定で既に決められている場合について特定利用者情報に特化した規定を個別に作らなくてよいことになっております、また情報取扱方針の記載事項ではホームページにおいて分かりやすく記載してくださいということにはなっているんですが、表示に関しましては消費者にとっては重要なことですので、ガイドラインにそういうことを明記していただきたいと思います。その1点だけです。よろしくをお願いいたします。

【大橋主査】 満たすべき要件を明示するということですよ。

【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事石田氏】 そうですね、はい。

【大橋主査】 ありがとうございます。

【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事石田氏】 あと、満たすべき要件と、表示の方法ですね。分かりやすく記載するよう書いていただけたらと思います。失礼いたしました。

【大橋主査】 落合構成員、どうぞ。

【落合構成員】 手短かに申し上げます。今の情報取扱規程の点については、規程自体がどう書かれるかというのと、表示で分かりやすくするということはまた話は違う部分だと思います。消費者側にとって、分かりやすいことは非常に大事ですので、その部分を行っていただくことは、これは強調することは大事なことだと思います。

一方で、内部的な規定をどう書くかは、これは技術的な問題ではあると思いますので、そこは事業者内部の処理でできるようにしておき、情報開示で最終的に出るものを分かりやすくすることが大事であろうと思います。

また、ガバメントアクセスに関する調査の部分ですけれども、ここも分かりにくいと、というところが奥原様から御指摘があったかなと思います。総務省で御調査される際もできるだけここを見ていただくべきなのかが分かりやすくなるような形で、御調査いただくように御検討いただけると良いのではないかと思います。

質問として、明確な同意の点が一部議論になっていたかと思いますが、これは電気通信事業法のガイドラインの明確な同意の話になり、個別具体的な同意の話になり、最終的に同意の在り方に関する参照文書で書かれているような同意の取得方法をとっているのを見てい

くのがよいことになるのかどうかです。この辺が何をどう見ていいかが分かりにくいこともあって、事前に、その場になってから取る同意を取ることは実務的に不可能ではないかという問題意識があったと思います。事前に取るとすればどうすればよいか明確にならないと事業者としてなかなか対応できない部分もあったと思いました。この辺りの整理を教えていただき、また報告書にも追記いただけるといいのではないかと思います。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。手塚構成員をお願いします。

【手塚構成員】 全体的なところで言いますと、私は今回の総務省様でおまとめいただいたこれについては賛同いたします。そういう中で幾つか議論が出てきているわけですが、ここで一番大きく切り分けたいのは、まず国内でしっかりと議論すれば解決する問題と海外との関係でどうしても厳しい局面になるようなもの、具体的に言いますと最後の18ページなどで出ているガバメントクラウド、外国政府によると、こういうところは我が国で幾ら検討してもそのものがそのまま外国政府が認めるようなところに至らないような内容とか、そういうのがあるわけですね。

要するに、自力でできるものと他国との関係を調整しながらやらなければいけない、この辺の大きな分類をした上で今後整理していくことが大事かなという気が、今日のお話も聞いたりしてさらに強く感じた次第です。コメントですが、以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。御発言の希望をいただいた方には全て御発言いただいた認識でありますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。たくさん多様なコメントをいただきましたので、事務局からコメントに対する御回答等をいただきましたら幸いです、いかがでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 事務局です。多くの御意見いただきまして誠にありがとうございます。

簡単にコメントさせていただきますと、沢田構成員から御指摘のありました情報取扱規程の粒度の話ですとか、情報取扱方針の細かい解釈、英文での発信もあったかと思いますが、こういった点につきましては、これから制度を運用していくに当たってしっかり示していく必要があると思っておりますので、今後のガイドライン等の中でより明確化を図っていきたいと考えております。

また、漏えいについての解釈が電気通信事業法と個人情報保護法で異なる点につきましては、今回の議論が改正電気通信事業法に基づいて省令の詳細を検討するための議論の場

であると認識しておりまして、漏えいの解釈については、もともと電気通信事業法の世界では、通信の秘密の確保に支障があるときの業務改善命令の発動に関する指針において、通信の秘密の漏えいの解釈を示しており、他人の知り得る状態に置くことが前提になっております。

ですから電気通信事業法、個人情報保護法で解釈が異なることはそのとおりでございますので、しっかりと電気通信事業法で規定する漏えいの解釈、考え方をこれからガイドライン等で示していく必要があると考えております。

さらに、先生方、関係団体の皆様からの御意見の中で、ガバメントアクセスに関する利用者の有効な同意とは何か明確にしてほしいという話がありました。利用者の有効な同意につきましては個人情報保護法のガイドラインでも示しているところではございますけど、ガバメントアクセスがあった場合の利用者の有効な同意が、今後の運用に当たって不明瞭な点もあると思いますので、今後ガイドライン等でより分かりやすく示す努力をしていきたいと思っております。

それ以外にも御意見を幾つかいただいておりますけど、諸外国におけるガバメントアクセスに関する制度の調査について経団連さんなどからいただいております。今回のパブコメの御意見の中でもこうした調査の重要性ということもしっかり示されておりますので、どういった調査ができるかしっかり検討していきたいと思っております。

いずれにしても、今回取りまとめをいただきましたら、今後省令を作成した上で運用に向けたガイドラインをしっかり作っていくことが大事になってきます。先ほどいただいた御意見の多くが、今後のガイドラインの中でどのように明確化していくかという話だったと認識しておりますので、関係の事業者様、団体様などとも丁寧にコミュニケーションを図りながら、しっかりとガイドライン策定に向けて検討していきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 事務局、コメントありがとうございました。事務局からもありましたが、基本的には構成員の方々にも御議論いただきましたとおり、制度の実効性をしっかり確保しながら、他方で実務にもしっかりと落ちていくような形で運用できる姿を取っていかねなければならないということだと思います。

今回、資料の5-4にありますワーキングの取りまとめをしながら今後ガイドライン等、次の方向に進んでいくということですが、今日いただきました御意見をガイドラインに反映できるところは、今回の取りまとめ案に反映できるところは反映をさせていただきます。

きたいと思っています。お時間の都合もありまして、御意見の反映については、もし御異論ないようでしたら主査である私へ御一任いただけるかどうかと思っているんですけども、そちらは御異論がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋主査】 ありがとうございます。それではそのようにさせていただいて、本案については私の方で、必要に応じて修正等を行った上で取りまとめとさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、本議題についてはこの辺りとさせていただいて、最後に総務省木村電気通信事業部長からご挨拶いただけるということですので、お願いできますでしょうか。

【木村電気通信事業部長】 電気通信事業部長の木村でございます。大橋さんはじめとしまして構成員の先生方、また関係団体の皆様方におかれては本日も御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本ワーキンググループにつきましては、今年の6月に第1回会合を開催して以降精力的に御議論いただき、その結果を取りまとめていただいたことに対して改めて心より感謝を申し上げたいと思っております。この取りまとめにおいて特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律の詳細を御整理いただきました。今後、総務省におきまして必要な制度整備を速やかに進める、それから様々なステークホルダーを交えて制度の見直し等を不断に行っていくなどの御提供をいただいたところでございます。

総務省としましても本取りまとめを十分に踏まえまして必要な制度整備、これは先ほどお話がありましたガイドラインも含めてと認識しております。速やかにその整理を進めてまいるとともに、今後も透明性を担保した形で制度の不断の見直しに努めてまいりたいと考えているところでございます。

構成員の先生方、それから関係団体の皆様には今後とも引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 本日は活発な御議論をいただきまして誠にありがとうございます。大橋主査から先ほど御説明がありましたとおり、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループの取りまとめ案につきましては、必要に応じて修正等を行

った上で取りまとめさせていただきまして、所要の経路を経て公表させていただきたいと思っております。

また今後、取りまとめを踏まえまして省令案を作成し、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問答申を経て、年内の省令の決定公布を目指してまいりたいと思っております。本ワーキンググループにつきましては省令公布後、ガイドライン等について御議論いただくことを予定しておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

今後の議論につきましては、また別途御連絡させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第5回のワーキングを閉会といたします。私の不手際で時間を大幅に延長してしまって申し訳ございませんでした。様々御意見いただきまして感謝申し上げます。以上です。ありがとうございました。